

うるま市道路位置指定基準

うるま市 都市建設部 建築指導課

平成17年 4月 1日 制定
平成18年 1月 1日 改正
平成27年 1月 1日 改正
平成27年11月 1日 改正

うるま市道路位置指定基準(目次)

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (道路の配置計画の一般原則)
- 第3条 (道路の位置の指定)
- 第4条 (関連部署との合議)
- 第5条 (道路位置指定等の申請の無効)
- 第6条 (台帳の整備等)
- 第7条 (指定道路の維持管理)

第2章 申請図書の作成要領

- 第8条 (道路位置指定の申請及び変更申請)
- 第9条 (指定道路の変更申請)
- 第10条 (指定道路の廃止申請)
- 第11条 (申請書の作成方法)
- 第12条 (関係権利者の承諾書等)
- 第13条 (関係権利者の印鑑証明書)
- 第14条 (隣接地主等の同意書)
- 第15条 (土地及び建物の登記簿謄本)
- 第16条 (公図の写し)
- 第17条 (現況写真)
- 第18条 (付近見取図の作成方法)
- 第19条 (地籍図の作成方法)
- 第20条 (道路計画平面図の作成方法)
- 第21条 (申請道路の構造詳細図の作成方法)
- 第22条 (面積求積図及び面積表の作成方法)
- 第23条 (道路維持管理計画書の作成方法)
- 第24条 (工事着手届及び工事完了届)
- 第25条 (その他の書類)

第3章 道に関する基準

- 第26条 (一般基準)
- 第27条 (舗装)
- 第28条 (延長及び幅員)
- 第29条 (既存道路との接続)
- 第30条 (自動車の転回広場)
- 第31条 (転回広場の設置個所)
- 第32条 (すみ切り)
- 第33条 (勾配)
- 第34条 (雨水又は汚水等の排水施設)
- 第35条 (防護施設等)
- 第36条 (標識の設置)

第4章 雑 則

- 第37条 (道路位置指定等の申請取下げ)
- 第38条 (道路位置指定の証明願い)
- 第39条 (道路位置指定証明書の交付)
- 第40条 (市の行う位置指定等)

- 附 則 (施行期日)

別添 様式集

様式第 1号	審査完了通知書（第3条関係）
様式第 2号	道路位置指定廃止書（第3条関係）
様式第 3号	工事完了届（第3条、第24条関係）
様式第 4号	道路位置指定書（第3条関係）
様式第 5号	道路位置指定変更書（第3条関係）
様式第 6号	道路位置指定できない旨の通知書（第5条関係）
様式第 7号	道路位置指定申請書（第8条関係）
様式第 8号	委任状（第8条、第11条関係）
様式第 9号	権利関係整理票（第8条、第12条関係）
様式第10号	申請道路地内等関係権利者の承諾書（第8条、第12条関係）
様式第11号	隣接地主等の同意書（第8条、第14条関係）
様式第12号	道路位置指定申請図
〃	その1 付近見取図（第8条、第18条関係）
〃	その2 地籍図（第8条、第19条関係）
〃	その3 道路計画平面図（第8条、第20条関係）
〃	その4 道路構造詳細図（第8条、第21条関係）
〃	その5 面積求積図及び面積表（第8条、第22条関係）
様式第13号	道路維持管理計画書（第8条、第23条関係）
様式第14号	道路維持管理誓約書（第8条、第23条関係）
様式第15号	道路位置指定変更申請書（第8条関係）
様式第16号	指定道路の変更申請書（第9条関係）
様式第17号	指定道路の廃止申請書（第10条関係）
様式第18号	工事着手届（第24条関係）
様式第19号	道路位置指定等申請取下届出書（第37条関係）
様式第20号	道路位置指定証明願（第38条関係）
様式第21号	道路位置指定証明書（第39条関係）

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）及び法第45条に規定する私道の変更又は廃止（以下「変更等」という。）を行うについて、当該行為の申請の方法及び技術基準を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(道路の配置計画の一般原則)

第2条 道路位置指定を受けようとする道は、その道に接する敷地の規模、形状、地形又は周辺の状況、予定建築物の用途及び配置等を勘案して、建築関係法令及びこの基準に定めるところにより配置しなければならない。ただし、この基準に定めのない事項については、沖縄県道路位置指定基準及び事務取扱要領を準用する。

(道路の位置の指定)

第3条 市長は、道路位置指定及び指定道路の変更等の申請がされた場合、すみやかに申請書類の内容審査及び現地調査を行い、支障がないと認めた場合は次の各号に掲げる手続きを行う。

(1) 申請が道路位置の指定又は変更のときは、審査完了通知書（様式第1号）を申請者に交付する。

(2) 申請が道路位置の指定廃止のときは、道路位置指定廃止書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 申請者は、申請に係る道路の工事が完了したときは、工事完了届（様式第3号）を市長に提出し、完了の確認を受けるものとする。

3 市長は、工事完了届の提出があった場合は、すみやかに工事の完了を確認し、支障がないと認められた場合は、道路位置指定書（様式第4号）又は道路位置変更指定書（様式第5号）を申請者に交付する。

4 前項の規定による道路位置指定又は変更は、原則として分筆により当該道路部分の区域が確定され、登記地目が公衆用道路となった後に行うものとする。

(関連部署との合議)

第4条 道路位置指定等を行う場合には、関連部署に合議しなければならない。ただし、必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 合議を受けた関連部署は、自ら所管する業務の指導上支障がある場合はその旨指摘し、すみやかに処理しなければならない。

(道路位置指定等の申請の無効)

第5条 市長は、道路位置指定等の申請が次の各号の一に該当する場合は、当該申請を無効とすることができる。

- (1) 建築関係法令等、又はこの基準に違反するもの。
 - (2) 申請書の内容又は記載に、不備又は事実と異なる事項があり、是正、訂正又は書類の追完等を行うように指示したにも係らず、長期間（3ヶ月）にわたりこれらを行わないもの、又はその見込みのないもの。
 - (3) 申請に係る道路について、審査内容と異なった施工がなされている場合、又は長期間（6ヶ月）工事着手されてなく、かつ、なされる見込みがないもの。
- 2 市長は、前項の規定により申請を無効とした場合は、申請者に対し道路位置指定できない旨の通知（様式第6号）を送付し、同時に道路位置指定申請書（副本）を返戻するものとする。

（台帳の整備等）

- 第6条** 道路位置指定等を行ったときは、指定台帳を作成し、うるま市文書取扱規程（平成17年訓令第7号）第33条の規定による第1種（30年）として保存する。
- 2 道路位置指定等を行った後の申請書は、第2種（10年）として保存する。
 - 3 保存期限経過後の申請書を廃棄する時は、デジタルデータ等を作成し、永久保存とする。

（指定道路の維持管理）

- 第7条** 第3条の規定により位置指定を受けた道路（以下「指定道路」という。）の管理者は、当該指定道路について、一般交通の用に供するための良好な維持管理に努めなければならない。
- 2 管理者は、指定道路に接する敷地の所有者又は借地人等から当該指定道路に接道しての建築行為及び開発行為又は道路の延長を行いたい旨の申し入れがあった場合は、これを拒否してはならない。
 - 3 指定道路の管理者が、経年その他の理由により不明の場合は、道路部分の土地所有者又は関係受益者若しくはその双方を管理者とみなす。
 - 4 管理者は前3項に規定するほか、道路維持管理誓約書（様式第14号）の内容を遵守しなければならない。
 - 5 既存の指定道路を延長する場合の管理者は、既存指定道路の全ての管理者と管理方法について協議しなければならない。ただし、第14条第2項に定める理由により協議が出来ない場合は、それを確認できる理由書類を添付する。
 - 6 事前に道路管理を所管する部署と協議の上、条件を満たしていることが認められた場合は、市へ帰属することができる。ただし、必要手続きに要する費用は、申請者の負担とする。

第2章 申請図書の作成要領

（道路位置指定の申請及び変更申請）

- 第8条** 第3条の規定により、道路位置指定を受けようとする場合には、市長に道路位置指定申請書（様式第7号）を提出し、審査を受けなければならない。
- 2 添付図書は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 委任状・・・・・・・・・・（様式第8号）
 - (2) 権利関係整理票・・・・・・・・（様式第9号）

- (3) 申請道路地内等関係権利者の承諾書・・・(様式第10号)
 - (4) 申請道路地内等関係権利者の印鑑証明書
 - (5) 隣接地主等の同意書・・・(様式第11号)
 - (6) 土地及び建物の登記簿謄本
 - (7) 公図の写し
 - (8) 現況写真
 - (9) 道路位置指定申請図
 - ① 付近見取図・・・・・・・・(様式第12号その1)
 - ② 地籍図・・・・・・・・(〃 その2)
 - ③ 道路計画平面図・・・・・・・・(〃 その3)
 - ④ 道路構造詳細図・・・・・・・・(〃 その4)
 - ⑤ 面積求積図及び面積表・・(〃 その5)
 - (10) 道路維持管理計画書・・・(様式第13号)
 - (11) 道路維持管理誓約書・・・(様式第14号)
 - (12) 第29条第2項の規定による、道路管理者との協議書及び許可書の写し
 - (13) その他
- 3 前項に規定する申請書正本への添付図書は、原本とする。
- 4 提出部数は正本1部、副本1部とする。
- 5 審査完了通知後に計画変更が生じた場合には、計画変更申請書(様式第15号)に必要書類を添付して提出し、審査を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、書類の提出のみとする。
- 6 計画変更申請書の審査を完了し、支障がないと認めた場合は計画変更承認書(様式第15号-1)を申請者に交付する。

(指定道路の変更申請)

第9条 指定道路の形状を変更しようとする場合には、位置指定道路の変更申請書(様式第16号)を使用する。

- 2 前条第2項、第3項及び第4項を準用する。

(指定道路の廃止申請)

第10条 指定道路を廃止しようとする場合には、位置指定道路の廃止申請書(様式第17号)を使用する。

- 2 添付図書は次に掲げるとおりとする。

- (1) 委任状
- (2) 権利関係整理票
- (3) 関係権利者の承諾書
- (4) 関係権利者の印鑑証明書
- (5) 隣接地主等の同意書
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 公図の写し
- (8) 現況写真

(9) 道路位置指定申請図

- ① 付近見取図
- ② 地籍図
- ③ 現況道路平面図

(10) その他

3 第8条第3項及び第4項を準用する。

(申請書の作成方法)

第11条 申請書及び添付書類は、A4版長辺左とじ製本とする。

2 申請者氏名の記載は、その人員等について下記各号の区分のそれぞれの形式により行うこと。

- (1) 1人のとき 申請者何某
- (2) 2人のとき 申請者何某、何某
- (3) 3人以上のとき 申請者何某他何名（申請者一覧表を添付する。）
- (4) 代理人のとき 何某代理人何某
- (5) 法人のとき 何株式会社代表者何某
- (6) 法人代理人のとき 何株式会社代表者何某代理人何某

3 申請者は築造主、又は申請道路の地権者とする。

4 申請代理人及び図面作成者は、建築士、測量士又は土地家屋調査士とし、資格を明確に表示しなければならない。

5 代理人の場合は委任状（様式第8号）を添付すること。

6 申請道路の地名及び地番とは、申請道路の敷地となる土地の地名及び地番（号を含む）をいう。

7 申請道路の幅員及び延長は、各幅員別に記入し、合計延長を付記する。また、申請道路に自動車転回広場があるときは、その配置箇所数及び面積を記入する。この場合の面積は、転回広場の屈曲部分からの面積とする。

8 申請理由は、道路位置指定を受けることとなった経過又は申請道路に関連する宅 地供給等の事業計画を具体的に記入することとし、記入欄に記載できない場合は、別紙に記載した理由書を添付することができる。

(関係権利者の承諾書等)

第12条 関係権利者の承諾は、関係権利者の承諾書に記名、押印するものとする。

2 道路の位置指定について承諾を必要とする関係権利者の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 道路となる土地の所有権者、借地権者及び抵当権者等、又は当該土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者。

(2) 道路となる土地の仮登記権利者。ただし、売買契約書等権利の移行を明確に表わす書類を添付された場合を除く。

(3) 市長が必要であると認める関係権利者。

3 前項の規定において、申請時以降より処分を行うまでの間に、関係権利者の変動がある場合は、変動に係る者についての承諾の補完をしなければならない。

(関係権利者の印鑑証明書)

第13条 関係権利者の印鑑証明書は、申請書提出前3カ月以内に地方公共団体の長が発行した証明とし、これをA4版の白紙に貼付けるものとする。ただし、A4版の証明書及びA4版より大きな証明書は、白紙への貼付けを要しない。

(隣接地主等の同意書)

第14条 申請道路に隣接する土地の所有者、借地権者又は既存指定道路の管理者等（以下「隣接地主等」という。）の同意については、隣接地主等の同意書を作成する。ただし、隣接地主等の同意が得られず、その理由が次項に該当する場合は、具体的な理由を明記した不同意理由書を当該同意書にかえることができる。

2 隣接地主等の同意が得られない理由とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 隣接地主等及びその家族の居所が不明のとき
- (2) 隣接地主等が、道路位置指定申請に関係ない事件（トラブル等）により同意をしない場合
- (3) 申請道路の位置指定を行うことによって、隣接地又は隣接建築物がただちに法違反となることのないにもかかわらず、将采の利害関係を理由に、又は理由の有無にかかわらず同意をしない場合
- (4) その他前号に類する場合

(土地及び建物の登記簿謄本)

第15条 申請道路の敷地となる土地及びその土地に存する建築物並びに申請道路に隣接する土地の各筆について添付する。

2 土地及び建物の登記簿謄本は、申請書提出前6ヶ月以内に法務局の登記官が発行したものとする。

(公図の写し)

第16条 公図の写しは、法務局に備え付けの地図の写しを添付することとし、地図の写しである旨の証明があるものとする。ただし、地籍未確定の地域であるときは、土地家屋調査士の作成する隣接地主等の承諾を得た地籍測量図とする。

2 公図の写しに申請道路の位置を朱書き、開発地を青書きで明示すること。

(現況写真)

第17条 現況写真は開発区域、取り付け道路等周辺状況のわかるものとし、撮影位置及び方向を表示した補助図を添付すること。

(付近見取図の作成方法)

第18条 付近見取図は縮尺3000分の1程度とし、道路位置指定申請図①（様式第12号その1）に方位、申請道路の位置、付近の目標となる地物及び既存道路等の状況を明確に表示すること。

2 目標となる地物の名称、構造、用途等を又、既存道路の国、県、市、私道の別、及び幅員

を明示すること。

(地籍図の作成方法)

第19条 地籍図は縮尺500分の1程度とし、道路位置指定申請図②(様式第12号その2)に道路となる土地及びこれらに隣接する土地の範囲を図示し、次の事項を明示すること。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 指定を受けようとする道路の位置
- (3) 土地の境界、地番、地目
- (4) 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置

(道路計画平面図の作成方法)

第20条 道路計画平面図は縮尺300分の1程度とし、道路位置指定申請図③(様式第12号その3)に道路となる土地について図示し、次の事項を明示すること。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 取り付け道路の名称、幅員及び形状
- (3) 道路の延長、幅員、すみ切りの寸法、転回広場の位置及び形状
- (4) 排水施設及び放流先
- (5) 道路築造に伴う工作物の位置及び種類
- (6) 土地の高低その他地形上特記すべき事項

(申請道路の構造詳細図の作成方法)

第21条 申請道路の構造詳細図は、道路位置指定申請図④(様式第12号その4)に図示するものとし、縮尺は任意とするが、申請道路の縦横断面図(基本的なものでよい)横断詳細図、使用材料の名称、寸法等を明記すること。

2 申請道路及びその周辺の状況によっては、必要に応じて工事仕様書、特記仕様書 構造計算書、雨水排水計算書等を添付させるものとする。

(面積求積図及び面積表の作成方法)

第22条 面積求積図及び面積表は、道路位置指定申請図⑤(様式第12号その5)に開発区域、道路部分、及び転回広場部分について明示すること。

(道路維持管理計画書の作成方法)

第23条 道路維持管理計画書(様式第13号)には、次の各号について記載すること。なお、記載内容については次項以降に説明する。

- (1) 維持管理方法
- (2) 申請道路の交通規制の方針
- (3) 工事費の受益者負担の方針
- (4) 維持管理費負担の方針
- (5) 既存指定道路管理者との協議

2 道路の維持管理方法欄には、自己管理、委託管理又は地方公共団体への譲渡(無償)について記入すること。

3 道路の交通規制欄には、自己管理、委託管理の場合において、速度制限、重量制限又は自

動車乗り入れ制限を行うかどうか、行う場合はどのようにするかを明記すること。

- 4 工事費の受益者負担欄には、申請道路の築造費用について、受益者からの負担金の徴収を行うかどうか、行う場合はその方針を明記すること。
- 5 維持管理費の受益者負担の欄には、自己管理又は委託管理の場合で、当該道路の修繕費清掃費等の保守管理費用について、受益者負担があるかどうか、ない場合はどうするか等について具体的に明記すること。
- 6 既存指定道路管理者との協議とは、それぞれの指定道路の管理のみを行うのか、負担割合で管理するのか等について具体的に明記し、必要に応じて協議書を添付すること。
- 7 経年その他の理由により管理者不在となった場合の対応方法の欄には、自己管理又は委託管理の場合で、当該道路の管理者不在となった場合の対応方法について、具体的に明記すること。
- 8 道路維持管理計画書の内容に変更が生じた場合は、延滞なく変更を確認出来る書類を付けて、変更後の道路維持管理計画書（様式第13号）及び道路維持管理誓約書（様式第14号）を提出すること。

（工事着手届及び工事完了届）

第24条 審査完了通知書（様式第1号）の受理後、申請道路の工事に着手する場合は着手前に、工事着手届（様式第18号）を市長に提出するものとする。又、第3条第2項に基づく工事完了届（様式第3号）には、土木工事施工管理基準に定める工事写真管理基準により、着手前状況写真及び主要構造物等の施工状況写真（舗装断面、排水路断面等）並びに第17条に定める補助図付きの完了状況の写真を添付すること。

（その他の書類）

第25条 その他、次の各号に掲げる書類を添付すること。

- （1）申請道路の工事に係る土地の地目が農地等である場合は、農地法（昭和27年法律229号）の規定による農地転用許可書、現況証明書又は非農地証明書
- （2）申請道路の敷地となる土地に、里道、道路敷、水路敷等公有地を含む場合には、公有地の管理者の承諾書
- （3）登記簿謄本と承諾書又は印鑑証明書等の住所が異なる場合は、その経緯を明瞭にできる住民票等
- （4）相続関係を明らかにする必要があるときは、戸籍謄本又は死亡証明書等
- （5）沖縄県赤土等流出防止条例に基づく知事への届出の必要な事業行為を行う場合は、届出書の写し等

第3章 道に関する基準

（一般基準）

第26条 指定道路は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4の規定によるほか、沖縄県土木建築部監修の「土木工事設計要領」、公共工事に関する「土木工事施工管理基準」及び本章に定める基準により、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造としなければならない。

(舗装)

第27条 指定道路の舗装は、車両の通行に耐える構造とするほか、原則として次の各号に掲げる構造とする。(図-1)

- (1) 路盤は、粒調碎石を充分締固め、厚さ300mm以上とする。
- (2) 路面は、厚さ50mm以上の加熱アスファルト混合物仕上げ、又は100mm×100mmのワイヤーメッシュを入れた厚さ150mm以上のコンクリート仕上げとする。
- (3) 路床が軟弱な場合は、良質な切込碎石等を用いて路床土を入れ替え、充分締固めを行うこと。
- (4) 詳細については、「舗装設計施工指針」及び「舗装の構造に関する技術基準」に準じて行うものとする。

(延長及び幅員)

第28条 指定道路の延長は、道路の各部分の中心線の長さによる。(図-3)

- 2 指定道路の幅員は、道路側溝を含み法敷を除いた幅員とし、道路中心線に直角に測る。(図-4)
- 3 指定道路の幅員は有効幅員4m以上で、途中に障害物がなく連続していること。

(既存道路との接続)

第29条 指定道路は、その両端を既存の道路(法第42条に規定する道路をいう。以下同じ)に接続しなければならない。ただし次の各号の一に該当する場合は、袋状道路とすることができるが、市に帰属する予定がある場合については、担当部署と十分協議すること。

- (1) 公園、広場その他これに類するもので、自動車の転回、災害時における避難及び通行の安全上支障がないものに終端を接続する場合。
 - (2) 有効幅員が6m以上の場合。
 - (3) 延長が35m以下の場合。
 - (4) 第30条に定める転回広場が、第31条で定める箇所に設けられている場合。
- 2 指定道路が道路法による道路若しくは里道を含む道路に接続する場合は道路管理者と協議し、施工承認等の許可を得なければならない。

(自動車の転回広場)

第30条 自動車の転回広場は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 区間35m以内ごとに設ける場合は(図-5)のいずれかとする。
- (2) 終端に設ける場合は(図-6)のいずれかとする。

(転回広場の設置箇所)

第31条 転回広場を設置する箇所は、次の各号による。

- (1) 接続する既存道路が、通り抜け道路の場合は指定道路の起点より35m以内ごとに設置する。
- (2) 接続する既存道路が、幅員6m以上の袋路状道路の場合も前号と同じ。
- (3) 接続する既存道路が、幅員6m未満の袋路状道路の場合は既存道路の起点から35m

以内ごとに設置する。ただし、当該既存道路が35mを超える場合は、指定道路の起点に設置してもよい。

(4) 指定道路の延長が35mを超える場合は、終端及び区間35m以内ごとに設置する。

(すみ切り)

第32条 道路の交差、接続又は屈曲部に生じる角地の内角が120度未満の場合、次の各号に掲げるすみ切りを設置する。(図-7)

(1) 内角が60度を超える場合、辺の長さが2mの二等辺三角形。

(2) 内角が60度以下の場合、底辺の長さが2mの二等辺三角形。

2 内角が60度を超える角地で、次に掲げる各号の一に該当する時は、片側に限りすみ切りの設置を免除することができる。

(1) 擁壁、コンクリート塀(ブロック塀を除く)又は堅固な建築物がある場合。

(2) 指定道路が、水路等に沿接して既存道路と交差、接続する場合。

(3) その他やむを得ない事情のある場合。

3 前項により片側すみ切りとする場合、指定道路側の辺の長さは4m以上とする。

4 接続する既存道路が二項道路等4m未満の場合、当該道路の見なし境界線まで後退してすみ切りを行う。

5 接続する既存道路に歩道が設置されている場合、歩道部分をすみ切りに含めても良い。

(勾配)

第33条 指定道路の縦断勾配は市道認定基準に準じて、原則として8%以内とし、階段状としてはならない。ただし、やむを得ず縦断勾配が8%を超える場合は12%以内とし、すべり止めの処置を講じること。

2 指定道路の横断勾配は、1.5%以上で2.0%以下とし、原則として両勾配とする。ただし、現場の状況に応じて安全上かつ排水処理上支障がない場合は、片勾配とすることができる。(図-1)

(雨水、又は汚水等の排水施設)

第34条 指定道路には、当該道路及びこれに接する敷地の雨水、又は汚水等の排水に有効な次の各号に掲げる排水施設を設けること。(図-2)

(1) 設置する側溝は、原則として末端の排水施設に接続できるL型又はU型の両側側溝とし、少なくとも片側はU型側溝とすること。ただし、やむを得ず片勾配とする場合は、道路横断勾配の下流側はU型側溝とすること。

(2) 末端については排水施設管理者と協議し、許可を得た後に有効に連結すること。

2 公共下水道整備済区域において、雨水のみを処理する場合も前項を適用するものとする。ただし、流末が確保されていて、流入流出水量計算を行うことにより、隣地や道路への浸水の恐れがなく、交通上、安全上及び衛生上支障がないと認められる場合は、両側をL型側溝とすることができる。

3 公共下水道整備済区域以外の区域において、汚水を含む雑排水の放流先がない場合は、原則として位置指定できないものとする。ただし、指定道路外に貯留施設を設置した汲取方式等により、指定道路に排出しない構造とした場合は、その限りでない。

(防護施設等)

第35条 指定道路が屈曲し又はがけ等に面することにより、一般交通の危険を伴うおそれのある箇所には、防護柵、擁壁等の防護施設を設置しなければならない。

2 擁壁等は必要に応じて構造計算により安全を確認しなければならない。

(標識の設置)

第36条 申請者は、指定を受けた当該道路の起点及び終点到、次の各号に掲げる標識を設置しなければならない。その他、標識の設置箇所等の詳細については協議するものとする。

(1) 標識は真鍮製の鋳とし、文字は彫り込みとする。

(2) 取り付けは埋め込みとする。

(3) 別紙の姿図(平面図、断面図)のとおりとする。

第4章 雑 則

(道路位置指定等の申請取下げ)

第37条 申請者は、道路位置指定等の申請中において、当該申請の取下げを行なう場合は、道路位置指定等申請取下届出書(様式第19号)を、市長に提出するものとする。

(道路位置指定の証明願い)

第38条 法第42条第1項第5号に規定する道路の指定を受けた旨の証明を受けようとする者は、道路位置指定証明願(様式第20号)を市長に提出することにより証明を受けることができるものとする。

(道路位置指定証明書の交付)

第39条 前条規定により道路位置指定証明願の申請があった場合で、審査の結果支障がない場合は、道路位置指定証明書(様式第21号)を当該願出人に交付するものとする。

証明は物件ごとに1件とし、図面等その他の事項を求める場合は、別途追加1件として取り扱い手数料は、申請の際納付しなければならない

(市が行う位置指定等)

第40条 市が行う道路位置指定及び変更等についても本基準によるものとする。ただし、特段の事由による場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

この基準は平成17年4月1日から施行する。

附 則

(改正施行期日)

この改正基準は平成18年1月1日から施行する。

附 則

(改正施行期日)

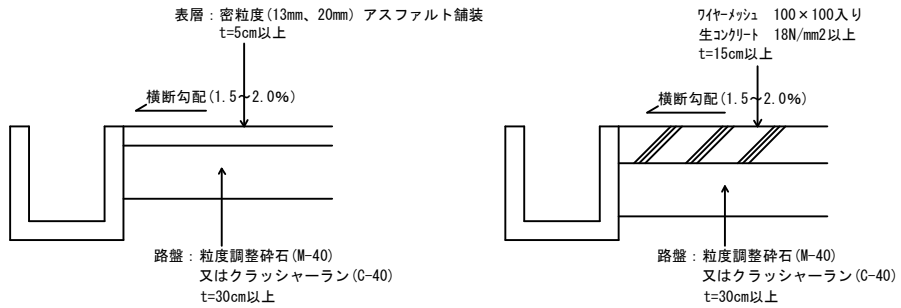
この改正基準は平成27年1月1日から施行する。

附 則

(改正施行期日)

この改正基準は平成27年11月1日から施行する。

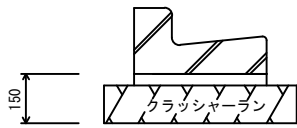
【図－１】舗装構成（第27条関係）



【図－２】排水施設（第34条関係）

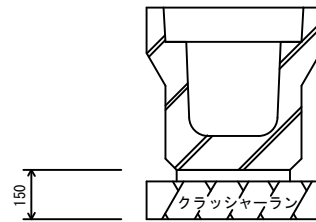
※ 原則として両側側溝とする。

コンクリート二次製品の場合



鉄筋コンクリートL型
(JIS A 5306)

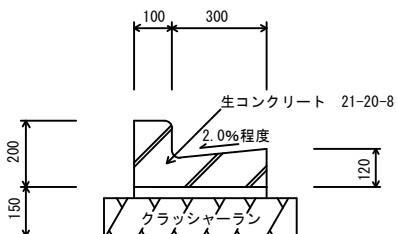
RC250A 以上とする。



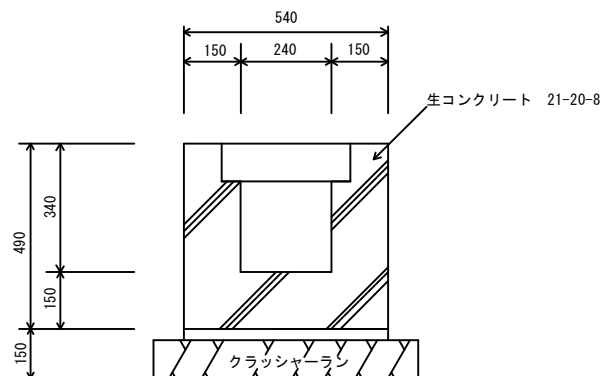
鉄筋コンクリート側溝
(JIS A 5345)

2種250 以上とする。

現場打設の場合



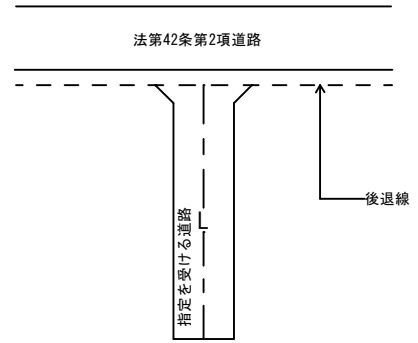
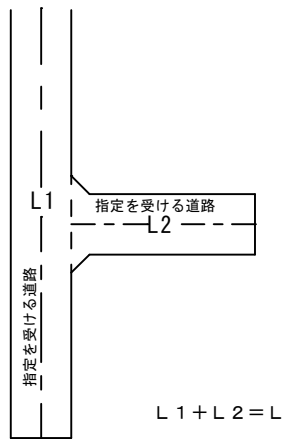
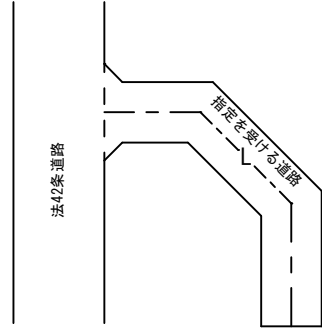
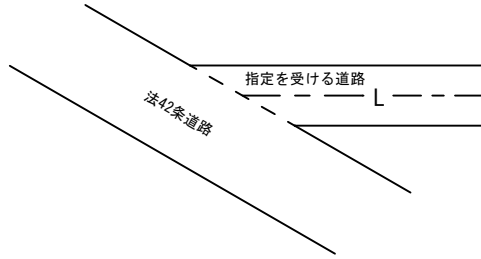
図の寸法以上とする



図の寸法以上とする

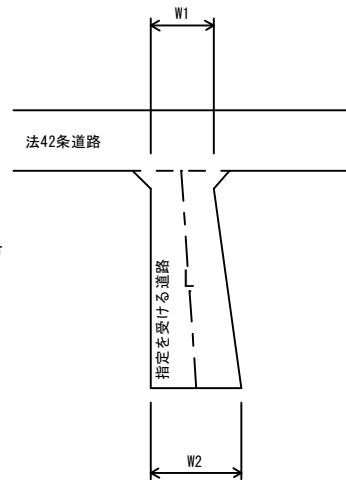
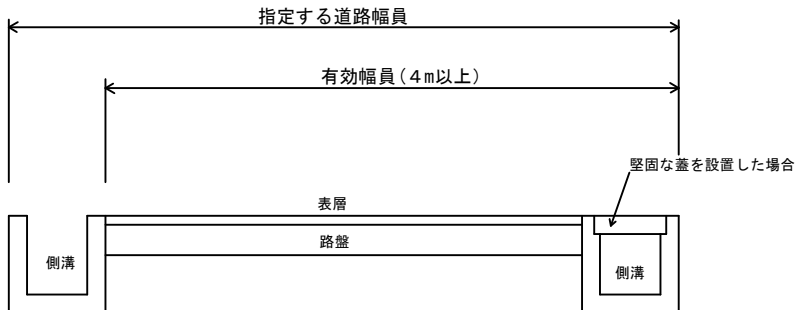
【図－3】道路の延長（第28条関係）

※ 道路中心の始端から終端までの長さを道路の延長とする。



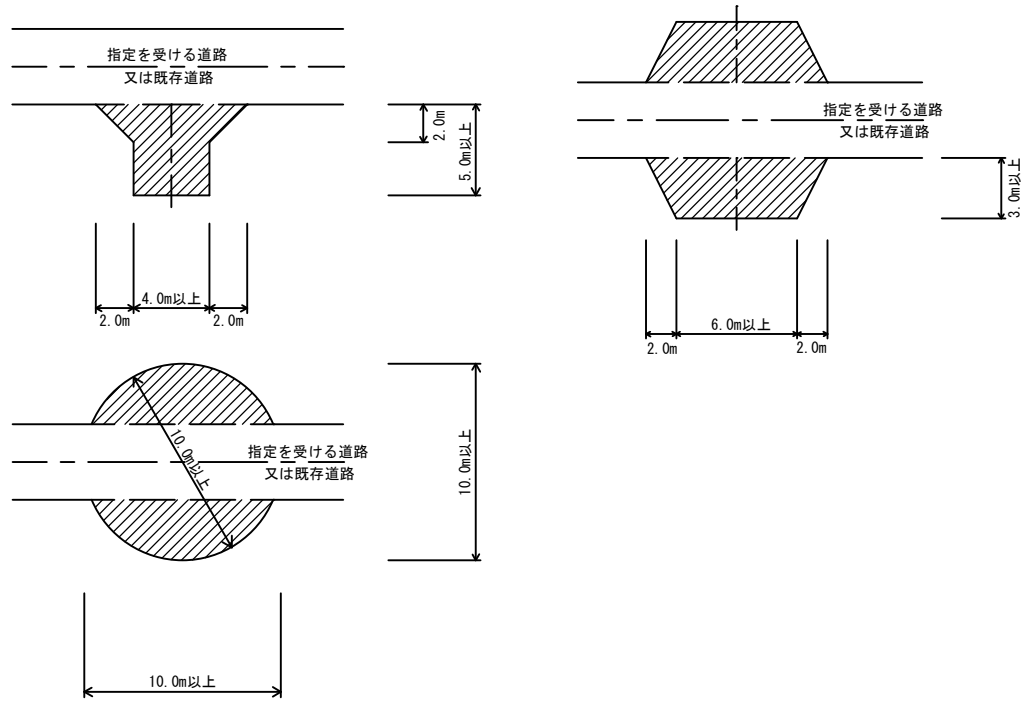
【図－4】道路の幅員（第28条関係）

※ 原則として電柱類は有効幅員内に設けない。

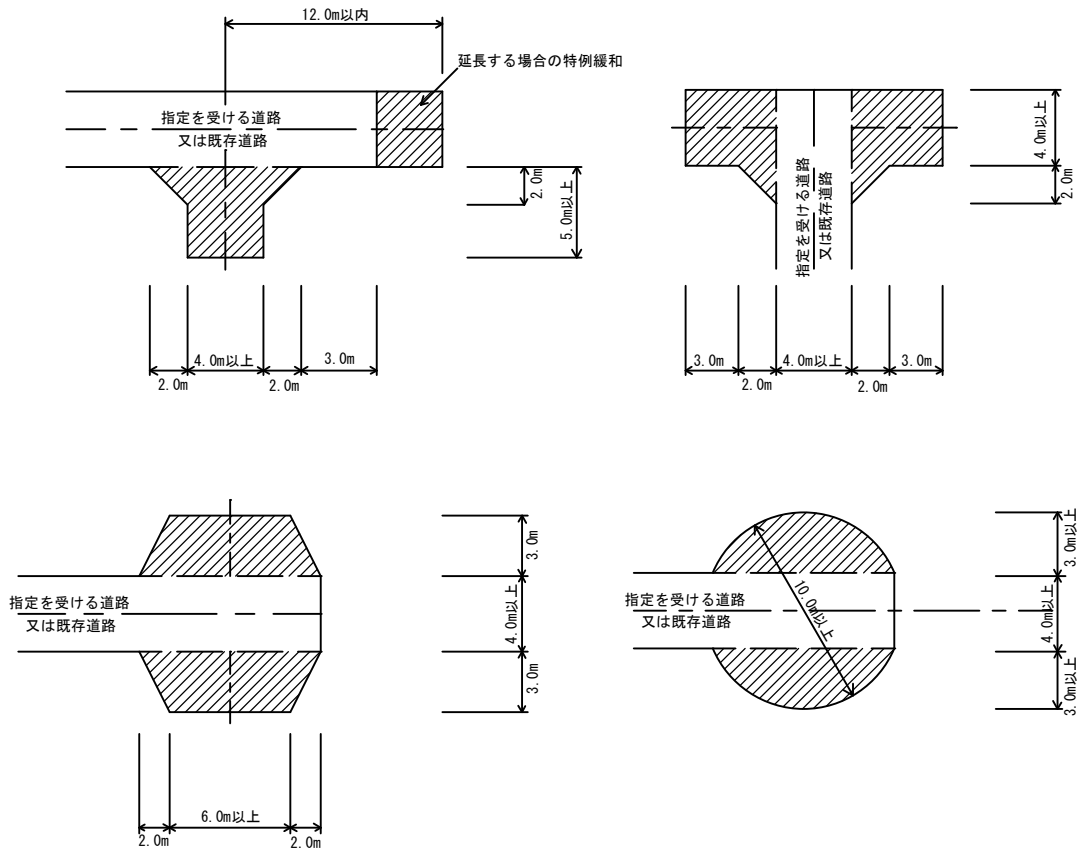


幅員の表示 W1～W2

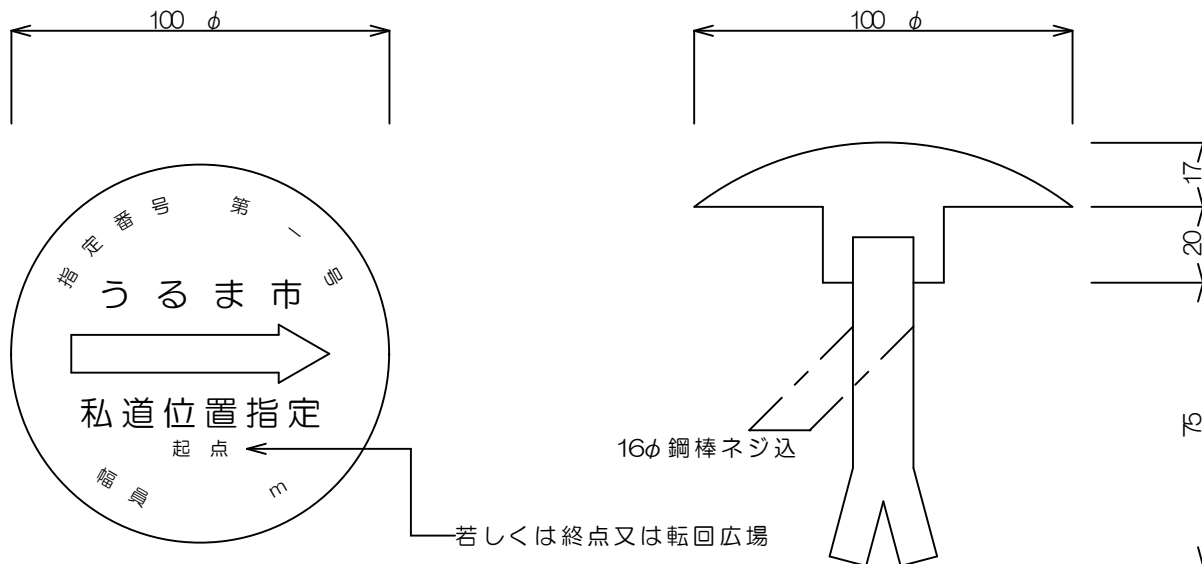
【図－５】道路の中間に設ける場合（第30条関係）



【図－６】道路の終端に設ける場合（第30条関係）



別紙 姿図（第36条関係）



平面図

断面図